

# IASBが中小企業向けIFRSに対する修正公開草案を公表

注：本資料はDeloitteの IFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

### 要点

- IASBは、中小企業向けIFRSに対する57の修正を提案した。そのうち、30パーセント超は、中小企業向けIFRSの現行の要求事項の軽微な明確化に関するものである。本修正は、簡易化、追加ガイダンス及びIFRSsにそろえることに焦点を当てている
- 本提案に対するコメント期限は、2014年3月3日である。

### はじめに及び背景

2013年10月3日、国際会計基準審議会（IASB）は、公開草案「中小企業向け国際財務報告基準（中小企業向けIFRS）に対する修正案」（以下、「ED」という）を公表した。EDは、中小企業向けIFRSの包括的なレビューの第2段階である。

EDの公表には、IASBの「情報の要請」に対するフィードバック及びIASBの中小企業適用グループ（SMEIG）による提言が組み込まれている。

### 見解

中小企業向けIFRSは、2009年に最初に公表された。その際に、IASBは、2年後に最初の包括的なレビューを行うことと、3年ごとに事後の包括的なレビューを行うことを提案した。多くの法域では中小企業向けIFRSを2010年に採用したため、IASBは中小企業向けIFRSの最初の包括的なレビューを2012年に開始した。

### 提案

IASBは、中小企業向けIFRSに対して57の修正を提案しているが、以下のとおり分類される。

- 5つの新しい免除規定
- 5つの現行のガイダンスに対する変更
- 3つのSMEIGのQ&Aの中小企業向けIFRSへの導入
- 7つの新しいガイダンス
- 13の新規及び改訂IFRSsに基づく修正
- 3つの簡易化された開示
- 21の軽微な明確化

### 見解

IASBは、ほとんどの場合に、中小企業についての財務報告を簡易化及び改善するはずの中小企業向けIFRSに対する修正を提案した。

IASBは、最初の包括的なレビューにあたり、中小企業向けIFRSの安定性を改善するために、グループ会計についての新規のIFRSsを含む、IFRSsに対する最近の修正及び重要な修正を組み込まないことを提案している。

### 提案の概要

本修正案は、軽微な修正案及び明確化を除き、中小企業の財務諸表に対する予想される影響とともに、以下のとおり要約される。

修正案	認識及び測定	表示及び開示	ガイダンス又は明確化のみ
<b>新しい免除規定</b>			
公正価値での資本性金融商品測定に対する「過大なコスト又は努力」の免除規定	×		
企業結合における無形資産の別個への認識に対する「過大なコスト又は努力」の免除規定	×		
企業結合の一環として発行された資本性金融商品に対する公正価値測定の免除規定	×		
分配前後に同じ当事者に支配されている現金以外の資産の分配の測定についての要求事項に対する免除規定	×		
法人所得税資産及び負債の相殺に対する「過大なコスト又は努力」の免除規定		×	
<b>現行のガイダンスに対する変更</b>			
耐用年数を信頼性をもって測定できない無形資産の償却期間の制限を、10年に固定するのではなく10年を超えない期間にする。	×		
耐用年数を信頼性をもって測定できないのれんの償却期間の制限を、10年に固定するのではなく10年を超えない期間にする。	×		
リースにおいて市場金利に連動する金利変動条項は、別個のデリバティブとして会計処理されない。	×		
複合金融商品（compound financial instrument）の負債要素は、類似の独立の金融負債と同じ方法で会計処理しなければならない（現行は償却原価）。	×		
IAS第12号と同じベースでの繰延税金資産の測定（現行は、最終化されなかったIFRS ED/2009/2「法人所得税」に基づく）	×		
<b>SMEIG Q&amp;A</b>			
親会社の個別財務諸表における中小企業向けIFRSの使用についてのガイダンス			×
「過大なコスト又は努力」の意味についてのガイダンス			×
海外子会社の換算から生じた為替換算調整勘定が、海外子会社の処分において純損益に振り替えられない。			×
<b>新しいガイダンス</b>			
統一した報告日が実務上不可能な場合、異なる報告日のグループ企業は、その財務諸表とグループの報告日の間の重要な取引を調整した直近の財務諸表を使用することにより連結財務諸表に含めることができる。			×
企業結合における非支配持分の測定は、被取得企業の認識された識別可能な純資産の非支配持分の比例的な取り分と同額としなければならない。	×		×
負債又は資本の区分について、企業に法的形式ではなく実質を検討すること、及び企業が支払いを避ける無条件の権利を保有する場合金融商品を資本に分類することを要求する追加ガイダンス	×		×
現金以外の分配をおこなう企業は、決済において、現金以外の資産の帳簿価額と公正価値の差額を純損益に認識しなければならないことを明確化	×		×
識別可能な対価が付与した資本性金融商品又は発生した負債の公正価値を下回るように見えるかどうかに関らず、株式に基づく報酬の要求事項が適用されることを明確化	×		×
採掘産業のガイダンスを鉱物資源に名称変更し、企業にどの支出が資産化されるかを特定する会計方針を策定することを要求するよう修正する。	×		×
活発な市場、在外営業活動体、最低リース料、取引コストを含む数個の新しい定義			×

修正案	認識及び測定	表示及び開示	ガイダンス又は明確化のみ
<b>新規及び改訂IFRSについての修正</b>			
純損益に振り替えられるその他の包括利益の項目を、純損益に振り替えられない項目と別個に分解する新しい要求事項		×	
権利が何らかの通貨の固定額と交換する固定数の資本性金融商品に関連し、同一クラスの資本所有者のすべてが等しく取り扱われる場合、株主割当発行の新株予約権等を資本に分類するための金融負債の定義の修正			×
金融負債を消滅するために発行された資本性金融商品を公正価値で測定し、金融負債の帳簿価額と資本性金融商品の公正価値の差額を純損益に認識する新しい要求事項。本要求事項は、「過大なコスト又は努力」の免除規定の対象である。免除規定が適用される場合、金融負債の公正価値が、資本性金融商品の公正価値の代わりに使用される。	×		
保守器具の棚卸資産又は有形固定資産への分類の明確化			×
株主への分配の税効果の表示の明確化		×	
関連当事者の定義をIAS第24号にそろえる修正		×	
中小企業に対する再度の移行を認める修正			×
<b>明確化</b>			
非継続企業の減損は、非継続企業について表示される単一の金額に含まれる		×	×
生物資産の調整表について、比較開示を提供することへの救済措置		×	
発行株式数の調整表について、比較開示を提供することへの救済措置		×	

以上

## トーマツ Web サイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)

<http://www.tohmatsum.com/ifrs/>

トーマツでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、トーマツIFRS推進部を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

- IFRSの最新動向

- トーマツからのIFRS関連最新記事

- IFRSとは

IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/日本及び米国のIFRSロードマップ案/  
IFRS関連略称/日本のIFRSの動向/世界のIFRSの動向

- 解説記事

IFRS基準の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/ニュースレター

- 寄稿記事

- 出版物

市販書籍/デロイトの出版物

- トーマツのIFRSサービス

トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針

- セミナー

IFRSセミナー/IFRSオンラインセミナー

お問合せ先 トーマツ IFRS推進部 Tel:03-6213-1168 E-mail:jp\_ifrs\_service@tohmatsum.co.jp